

地方創生移住支援事業（地方移住支援窓口機能強化事業）の概要

- 今般の新型コロナウイルス感染症を機に、地方移住への関心の高まりが見られたことから、これを好機と捉えて市町村の移住支援窓口の強化を実施。
- 市町村が都市住民の立場・視点を把握する人材を移住支援窓口を受け入れる経費を時限的に支援し、市町村の移住支援窓口の機能を強化（移住に関する情報発信、移住相談への対応等）することで、デジタル人材等の地方移住を促進。

地方創生移住支援事業

(1) マッチング支援事業

- ・移住支援金の対象企業等を掲載するマッチングサイトの開設・運営等

(2) 移住支援事業

- ・移住支援金の支給等

(3) 地方移住支援窓口機能強化事業（拡充）

- ・市町村の移住支援窓口機能の強化

相互に連携し、地方への移住をさらに促進

支援対象市町村

地方創生移住支援事業を行う市町村

派遣対象者

三大都市圏に本社機能を有する企業等の社員（非常勤・テレワーク、複数人での業務分担も含む）

派遣時に三大都市圏に勤務することを要しないが、三大都市圏での居住・勤務経験がある社員

活動内容（例）

移住支援窓口機能を強化する幅広い活動に従事

○都市住民の立場・視点を取り込んだ移住情報の収集

○移住情報の発信

○移住相談会、移住体験の実施

○受入体制の整備（ネットワークづくり）

等

支援額

派遣元企業に対する負担金など受入に要する経費 上限額 国費年間500万円（1/2補助）

受入準備経費（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）も含む

派遣期間

最長2年（事業実施期間は令和4年度から令和6年度）